

## 令和8年度大分県農薬指導士更新研修案内

## 1 目的

大分県農薬指導士の認定の更新を希望する者に対して、更新研修を実施し、大分県農薬指導士としての資質向上を図るとともに、本県における農薬の安全使用・適正販売のいっそうの確保を図る。

## 2 更新研修対象者

- (1) 令和9年3月末に認定期間が満了する者
- (2) 令和8年3月末に認定期間が満了し、かつ令和7年度に更新研修を受講しなかった者

## 3 更新研修の内容

農薬事故事例、農薬取締法、農薬の安全性と適正使用等

## 4 受講料

無料

## 5 開催日時、地域名、開催場所、申込期限等

認定の更新を希望する方は、以下のいずれかの日程で更新研修を受講する必要がありますので、「6 更新研修の申込みに必要な書類」及び「7 申込方法」により、申込みをお願いします。

開催日時	地域名	開催場所	講義形式	申込期限
8月27日(木) 13:30~16:00 (受付13:00~)	東部	日出総合庁舎 4F 大会議室 速見郡日出町 3531-24	講師は各会場に リモートで出席 し、オンラインで 講義を行います。	7月30日
	南部	佐伯総合庁舎 4階大会議室 佐伯市長島町1丁目2-1		
	豊肥	竹田総合庁舎 1階大会議室 竹田市大字竹田字山手 1501-2		
	西部	日田総合庁舎 4階大会議室 日田市城町 1-1-10		
	北部	宇佐総合庁舎 別棟2階大会議室 宇佐市大字法鏡寺 235-1		
8月28日(金) 13:30~16:00 (受付13:00~)	中部	大分県教育会館 研修室 201 大分市下郡 496-38	講師は会場にて、 講義を行います。	
11月4日(水) 13:30~16:00 (受付13:00~)	中部	大分県教育会館 多目的ホール 大分市下郡 496-38	講師は会場にて、 講義を行います。	
11月5日(木) 13:30~16:00 (受付13:00~)	東部	国東総合庁舎 301 会議室 国東市国東町安国寺 804	講師は各会場に リモートで出席 し、オンラインで 講義を行います。	9月30日
	南部	佐伯総合庁舎 4階大会議室 佐伯市長島町1丁目2-1		
	豊肥	竹田総合庁舎 1階大会議室 竹田市大字竹田字山手 1501-2		
	西部	日田総合庁舎 4階大会議室 日田市城町 1-1-10		
	北部	宇佐総合庁舎 別棟2階大会議室 宇佐市大字法鏡寺 235-1		

- 注1) 会場の受入人数を超える場合は、受講日時の変更をお願いする場合があります。  
2) 受講にあたって、会場の駐車場をご利用できます。

## 6 更新研修の申込みに必要な書類


大分県農薬指導士更新研修受講申請書（別記様式第6号）

※「1 大分県農薬指導士認定番号」及び「2 農薬指導士の認定期間」は、封筒にも記載しています。

## 7 申込方法

大分県農薬指導士の認定の更新を希望する者は、以下により更新研修の申込みをお願いします。

なお、可能な限りスマート申請での申込みをお願いします。

申込方法	具体的な申込方法
スマート申請 (パソコン、 スマホ等)	①大分県のホームページからアクセスする。 <input type="text" value="大分県 農薬指導士 更新研修"/> で <input type="text" value="検索"/> ②二次元コードを読み取ってアクセスする。 
Eメール	メールアドレス「 <a href="mailto:a15060@pref.oita.lg.jp">a15060@pref.oita.lg.jp</a> 」に、 件名「大分県農薬指導士更新研修申込み」と記載し、 「更新研修受講申請書」を送付してください。
FAX	FAX番号：097-506-1758
郵送	送付先：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館9階 地域農業振興課安全農業班

## 8 更新研修受講期日のご案内

更新研修の2週間前までに受講期日をご案内します。

## 9 注意事項

### (1) 令和9年3月末に認定期間が満了する者

いずれの開催日時でも受講できない場合で、令和9年度に更新研修の受講を希望する方は、令和9年3月末までに、大分県農薬指導士更新研修受講期間延長届（別記様式7号）を提出してください。

なお、令和9年度に更新研修を受講する場合、認定期間満了の日から更新研修を受講するまでの期間は、農薬指導士として認定されません。また再認定後の認定期間は、更新研修を受講した日から2年が経過した日が属する年度の末日までとなります。

### (2) 令和8年3月末に認定期間が満了し、かつ令和7年度に更新研修を受講しなかった者

令和8年度に更新研修を受講しなかった場合は、認定が失効となります。

なお、認定失効後、再度認定を希望する場合は、「大分県農薬指導士新規認定研修」を受講し、認定試験に合格する必要があります。

## 10 認定証の交付

当日、更新研修受講者には、大分県農薬指導士の認定証を交付します。

## 11 問合せ先

大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班 小林、後藤（電話：097-506-3661）